平成30年度 加古川市地域密着型サービス事業所 集団指導 運営上の留意事項

平成31年3月20日(水) 加古川市防災センター

加 古 川 市 高齢者·地域福祉課

実地指導で見受けられた事例について

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

項目	指摘内容
人員に関する基準	生活相談員の配置が人員基準を満たしていない日があった。適正に配置すること。
	営業日ごとに看護職員を1以上配置すること。 ※応援する介護老人福祉施設の看護職員について、一定の時間を通所介護の営業時間内のうち必要な時間帯に配置するとともに、通所介護の勤務表において看護職員の配置を明記すること。
	契約書に定められた事業者からの契約解除の予告期間について、少なくとも1か月以上に設定すること。
運営に関する基準	サービス利用が10年以上の長期にわたる利用者について、実地指導において契約書及び重要事項説明書を確認できなかった。全ての利用者について契約書と重要事項説明書を確認し、漏れがあれば改めて重要事項説明書を説明し契約をとりかわすこと。
	居宅サービス計画において通所介護のサービス内容が変更された場合は、通所介護計画のサービス内容も居宅 サービス計画の変更内容に沿って見直すこと。
	送迎の有無、送迎の方法(車、徒歩の別)、送迎した職員の氏名をサービス記録として作成し、5年間保存すること。
	通所介護サービスは通所介護計画に基づき実施されることから、原則としてサービス提供前に通所介護計画を作成し、利用者に説明し、同意を得ること。
	通所介護サービスの内容が変更となる場合は、原則としてサービス変更前に通所介護計画を変更し、利用者に説明し同意を得ること。
	1 3.5.213 5 = 2.0
	通所介護計画の作成が遅延しているケースがみられたので、利用者又はその家族に対して説明し同意を得た通所介護計画に沿ったサービス提供を行うこと。
	運営規程に「事故発生時の対応方法」、「苦情対応及び相談体制」の規定を追加すること。
	従業者の勤務について、訪問介護、訪問看護、通所介護及びサービス付き高齢者向け住宅のうちどの事業種別にて どの日時に勤務したかを明確に記録し保存すること。
	職員の勤務の体制を定めた書類(勤務表)には、管理者、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員の別を明記すること。当該勤務表に基づき、人員基準を確保していることを毎月確認すること。
	同法人内で複数の事業所に勤務している職員について、当事業所の勤務形態一覧表に介護職員として記載されてい
	なかった。適正に記載すること。

項目	指摘内容
運営に関する基準	年に2回以上は避難訓練を実施すること。 避難訓練の実施記録を作成し保管すること。 避難経路、避難誘導の方法、消火器の配置及び使用方法など、事業所として具体的な消防計画を作成し、従業者に 周知すること。 建物全体の防火管理者から施設全体の消防計画を入手し、事業所の消防計画作成に反映させること。 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等を行うこと。 事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう感染症対応マニュアルの作成等、必要な措置を講ずること。 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。 運営規程にサービス提供記録の保存年限が完結の日から2年と規定されていた。5年間に修正すること。 「浴室の追加」「食堂兼機能訓練室の区画変更」等があった場合、現在の区画への変更を届け出ること。

項目	指摘内容
基本報酬	通所介護で理美容を行った場合、理美容に要する標準的な時間を、通所介護計画に定められた標準的な時間から控除した時間区分により、基本報酬を請求すること。
	通所介護に要する標準的な所要時間を精査し、速やかに標準的な所要時間を明記した通所介護計画を作成すること。
2時間以 上3時間 未満の通 所介護を 行う場い	2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービスが困難である者、病後等で短時間の利用から初めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間サービス利用が困難な者であること。 なお、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生
	活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。 このことを踏まえ、2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定する場合は、通所介護に上記の「利用者側のやむを得ない事情」を記載するとともに、入浴以外のサービスについても記載すること。
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画で位置づけられている訓練について、省略することなく提供した機能訓練等の実施時間及び訓練内容の記録を行うこと。 各種加算は、人員基準を満たしたうえで、各加算が求める人員を配置する必要がある。ところが一部、個別機能訓練加算 I の算定に必要な常勤専従の機能訓練指導員(看護師)のほかに看護職員が配置されていなかった。
	3月に1回以上行う利用者の居宅訪問について確認した利用者の居宅での生活状況について、「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について(平成27年3月27日老振発0327第2号厚生労働省老健局振興課長通知)」別紙様式2「居宅訪問チェックシート」を参考に記録し、5年間保存すること。
	個別機訓練計画において「多職種共同による個別機能訓練計画の作成」「本人の希望」「生活課題」「在宅環境(生活課題に関連する在宅環境課題)」「長期目標及び短期目標の具体的な達成時期」「サービス提供にあたっての留意点」など加算算定に必要な項目を満たしていることを確認できなかった。
	初回訪問時以降、「その後3月ごとに1回以上」、「利用者の居宅を訪問した上で、」「当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行う」こと。 居宅訪問の記録は5年間保管すること。
送迎未実 施減算	家族による送迎のため、事業所が送迎を行っていない利用者について、送迎未実施減算がなされていなかった。

介護老人福祉施設•地域密着型介護老人福祉施設

項目	指摘内容
運営に関する基準	身体拘束を行う場合は、「切迫性」「一時性」が必要なことを踏まえ、最長でも3月以内の具体的な身体拘束の解除時期を決定すること。 3月以内の具体的な身体拘束の解除時期を、利用者又は家族に説明する同意書に記載すること。 身体拘束解除時期到来時に、やむを得ず身体拘束の継続が必要と評価された場合は、改めてその具体的な評価結果を身体拘束廃止委員会議事録等に記録するとともに、その検討内容を記載した身体拘束同意書を利用者又は家族等に説明し同意を得ること。
	運営規程の以下の項目を変更すること ・職員の員数 ・利用者の負担割合:「1割」→「所定の割合」 ・食事の金額の明記 ・暴力団等の影響の排除の追加 ・事故発生の防止及び発生時の対応の追加
	週間サービス計画表(3表)又は日課計画表(4表)を作成し、利用者等に説明して同意を得ること。
	外部の医療機関で受診を要するケガが発生したときは、被保険者の属する保険者及び事業所が所在する保険者に速やかに報告すること。
	夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。
	契約書に定められた事業者からの契約解除の予告期間について、少なくとも1か月以上に設定すること。
	重要事項説明書に、苦情相談窓口として加古川市及び兵庫県加古川健康福祉事務所監査指導課の連絡先(住所、 電話番号)を明記し、利用者又は家族に周知すること。
報動	機能訓練指導員が他の施設(サテライトを含む)でも勤務する場合は、個別機能訓練加算を算定しないこと。他の施設(サテライトを含む)で個別機能訓練加算を算定する場合は、それぞれの施設において1名以上の常勤専従の機能訓練指導員を配置する必要がある。
	医師の発行する食事箋のない利用者について、療養食加算を算定している事例があった。

小規模多機能型居宅介護

項目	指摘内容
運営に関する基準	運営規程に個人情報の取扱いの規定を追加すること。
	運営規程に「事故発生時の対応方法」及び「苦情対応及び相談体制」の規定を追加すること。
	訪問看護等医療サービスを計画した利用者について、居宅サービス計画を主治の医師等に交付し、円滑な連携に努めること。
	を間における緊急時の対応等のための協力医療機関として、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等とバックアップ体制を整えること。
	身体拘束を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」が必要なことを踏まえ、具体的な身体拘束の解除時期を決定すること。
	身体拘束解除時期到来時に、やむを得ず身体拘束の継続が必要と評価された場合は、改めてその具体的な評価結果を身体拘束廃止委員会議事録等に記録するとともに、その検討内容を記載した身体拘束同意書を利用者又は家族等に説明し同意を得ること。

認知症対応型共同生活介護

項目	指摘内容
運営に関 する基準	利用者の被保険者証に入居の年月日、入居している当該共同生活住居の名称を記載すること。
報 酬	口腔衛生管理体制加算の算定要件のひとつである、「入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画」が確認できなかった。 口腔衛生管理体制加算を算定するにあたっては、事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生 士の技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画を作成すること。

定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護

項目	指摘内容
運営に関する基準	従業員の勤務表を作成するにあたり日々の勤務時間、職務の内容、兼務関係を明確にすること。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成するにあたり、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行った アセスメントの結果を踏まえること。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたり、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ることとし、その説明を行った日時について記録すること。 また、当該計画を利用者又はその家族に交付すること。

(参考)行政処分実例

事例①

サービスの種類:通所介護

所在地:大阪府

処分内容:指定の全部の効力の停止1か月

処分年月:平成30年8月

処分理由:サービス提供記録を虚偽作成し、実際のサービス提供より延べ9

日分多く、介護報酬を請求し、不正に受領した。

事例②

サービスの種類:訪問介護事業所

所在地:石川県

処分内容:3か月の間、新規利用者の受け入れを停止

処分年月:平成30年8月

処分理由:タイムカード上サービス提供時間に勤務時間となっていない介護職員等

が、サービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護給付費を

請求し、受領した。

事例③

サービスの種類:訪問介護

所在地:兵庫県

処分内容:指定取消処分 処分年月:平成27年9月

処分理由:無資格ヘルパー2名により提供されたとする訪問介護

サービスについて、介護報酬を請求した。チェックリストにおいて、

1名のヘルパーに有効な資格があると装って報告した。

事例4

サービスの種類:定期巡回・随時対応型訪問介護看護

所在地∶埼玉県

処分内容:新規受入停止3か月

処分年月:平成30年9月

処分理由: 当該事業所でオペレーターとして勤務するとして指定申請に係る書類に記載された職員に

ついて、夜間の勤務をした実績が無かった。そのことが違法状態であることを管理者等は

認識しておきながらも、事業者は市に相談することなく放置した。

指定申請において、当該事業所で勤務する予定のない者を従業者とした書類を作成し申請した。一定の期間、書類に従業者として記載された者が当該事業所で勤務した実績はなかった。このことにより人員基準を満たすことができないことを管理者等は認識しなが

らも、事業者は、市に相談することなく不正に指定を受け続けた。

加古川市例規集について

【概要】

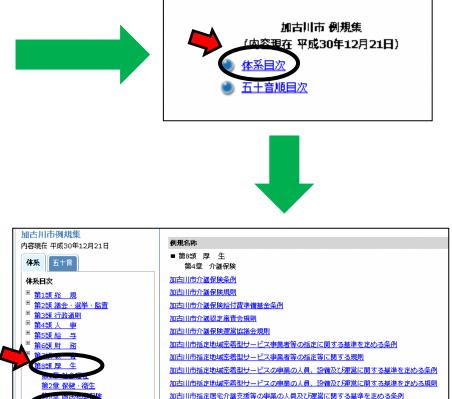
国の基準だけでなく、市の条例、規則の順守をお願いします。加古川市の例規については、ホームページで確認できます。

【例】

- ・加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則

【確認方法】





加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則

加古川市指定地域密差型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密差

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

第4章 介護保険

第6章 環境保全

⊞ 第9類産 業

Ⅲ 第10類 建 設

(参考)国・県からの通知の掲載箇所について

【概要】

国や県からの通知がある場合、加古川市のホームページに随時掲載していますので、確認してください。



労働に関する法律の規定の順守について

【概要】

「労働に関する法律」により罰金刑に処せられた場合は、指定地域密着型サービス事業者としての資格を失う。

【参考】

【介護保険法第78条の2第4項】

(5の2)申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- ⇒【労働に関する法律】
 - · 労働基準法
 - •最低賃金法
 - ・賃金の支払の確保等に関する法律

利用者の資格確認の徹底について

【概要】

要介護度、被保険者資格だけでなく、住所の確認もお願いします。

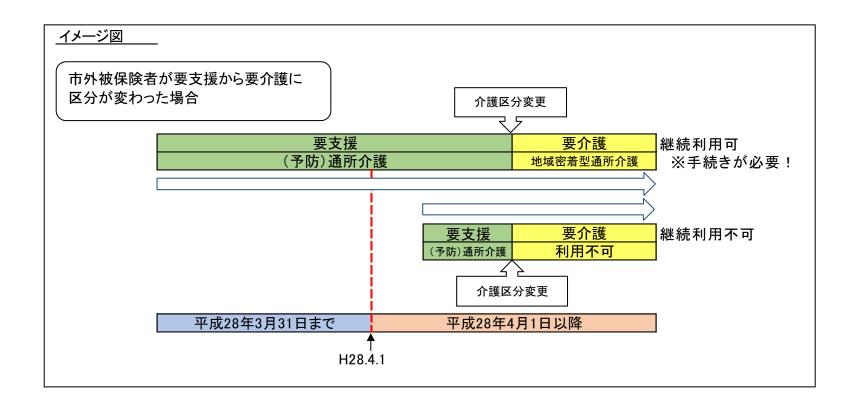
【参考①】(全サービス)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (受給資格等の確認)

第三条の十 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

【参考②】(地域密着型通所介護)

市外被保険者が要支援から要介護に区分が変わる場合、利用開始の日により取扱いが変わります。



サービス種類相互の算定関係について

【概要】

- ① 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 - →その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅 療養管理指導費を除く)は算定しない。
 - ※各サービスの提供に必要がある場合に、<u>当該事業者の費用負担により</u>、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えない。
- ② 小規模多機能型居宅介護
 - →指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額(訪問看護費、 訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く)は算 定しない。
- ③ 看護小規模多機能型居宅介護
 - →指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額(訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く)は算定しない。

(根拠:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護 予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)

認知症対応型共同生活介護外部評価の緩和について

【概要】

平成31年度より所定の要件に該当すれば、外部評価の回数を2年に1回とすることができます。 なお、予め手続きが必要です。 (memo)

問合せ先

加古川市 高齡者•地域福祉課

電話番号:079-427-9391

FAX: 079-421-2063

Email: fukushi@city.kakogawa.lg.jp